

武市監告示第17号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び同基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和5年12月5日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 財政援助団体監査、出資団体監査、公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象 一般財団法人 武雄市体育協会

3 監査の対象期間

令和4年5月1日から令和5年10月31日まで（公の施設の指定管理者監査の対象期間は、令和4年5月1日から令和5年3月31日まで）

4 監査の着眼点及び実施内容

監査は、財政援助に係る出納、出資に係る出納及び公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 所管課 企画部スポーツ課

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局

日 程 令和5年11月28日（火）

7 団体の概要

(1) 設立の目的

武雄市の体育団体を統括し、これを代表する団体として、市民体育・スポーツの普及と振興に関する事業を行い、市民の体力向上とスポーツ精神を養い、健全な心身の発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業の内容

- ・競技力向上と種目競技団体の充実に関する事業
- ・加盟団体の育成と組織の強化に関する事業
- ・地域スポーツ活動の普及振興に関する事業 等

(3) 職員数

4名（令和5年11月1日現在）

8 武雄市からの財政援助等

(1) 補助金

運営費の助成としての令和4年度の補助金は予算現額11,744,000円に対して決算額11,532,894円、令和5年度当初予算額は、21,556,000円となっている。

(2) 出資金

基本財産は33,256,004円（令和5年3月31日現在）で、そのうち武雄市は20,000,000円を出捐している。（出捐率60.1％）

(3) 公の施設に係る指定管理

ア 監査に係る公の施設

武雄市体育施設 R4年度・・・25ヶ所

イ 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ウ 利用料金

武雄市体育施設設置条例に規定する利用料金

エ 指定管理料

上記の公の施設に係る指定管理料は令和4年度 51,425,000円である。

オ 経営成績

令和4年度の当施設の管理に係る収支決算は次の通りである。

令和4年度 指定管理収支決算書

単位:円

勘 定 科 目		決 算 額
事業活動収入 (A)		61,543,708
	事業収入	51,425,000
	武雄市委託事業	51,425,000
	利用料収入	9,777,760
	受取利用料	9,777,760
	雑収入	340,948
	受取利息収入	116
	事業雑収入	340,832
事業活動支出 (B)		66,904,194
	事業費支出	12,780,959
	消耗品費	863,974
	委託費	11,916,985
	管理費支出	54,123,235
	人件費	29,389,842
	その他	24,733,393
当期収支差額 (A) - (B)		△5,360,486

収入の部は、武雄市からの指定管理料 51,425,000 円、施設の利用料収入 9,777,760 円、雑収入 340,948 円となっている。支出の部は、管理運営に携わる職員等の人件費が 29,389,842 円、光熱水料費等が 24,733,393 円となっている。

以上の結果、収入合計が 61,543,708 円、支出合計が 66,904,194 円となっており、収入から支出を差し引いた当期収支差額は△5,360,486 円となっている。

カ 決算の確認

管理運営に係る決算額について関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

9 監査の結果

体育施設の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、財政援助等に係る出納、その他の事務、収支の会計経理はおおむね適正に行われており、事業は財政援助等の目的に沿って適切に執行されていると認められた。

事務処理上留意すべき事項についても、その改善報告を求めた。